

指定研修機関変更届出書

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

指定研修機関名

指定研修機関の名称を変更した場合は、変更後の名称で届け出る。

代表者

指定研修機関の代表者が変更になった場合は、変更後の代表者名で届ける。

「代表者」は、学校にあつては設置者、病院にあつては開設者、法人その他の者にあつてはその代表者の氏名を記入すること。

保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する特定行為及び同項第 4 号に規定する特定行為研修に関する省令（平成 27 年厚生労働省令第 33 号）第 9 条の規定に基づき、以下のとおり変更があつたので届け出ます。

記入欄が足りない場合は続紙（様式自由）に記入して添付する。

| 変更があつた事項 |
|---|
| 変更の内容 |
| <ul style="list-style-type: none">・指定研修機関の名称又は所在地・特定行為区分に係る特定行為研修の休止・特定行為区分に係る特定行為研修の休止後の再開時・実施する特定行為研修の内容・特定行為研修管理委員会の構成員・特定行為研修の責任者・特定行為研修の指導者及びその担当分野・特定行為研修を受ける看護師の定員 <p>○変更のあつた事項に関しては、以下の内容を記入する。</p> <ul style="list-style-type: none">・変更前の内容・変更後の内容・変更した年月日 |

備考

- 1 指定研修機関の名称を変更した場合は、変更後の名称で届け出ること。
- 2 指定研修機関の代表者が変更になった場合は、変更後の代表者名で届けること。
- 3 「代表者」は、学校にあっては設置者、病院にあっては開設者、法人その他の者にあってはその代表者の氏名を記入すること。
- 4 「変更の内容」は、変更のあった事項に関して、変更前の内容及び変更後の内容を区別して記入するとともに、変更した年月日を記入すること。
- 5 特定行為区分について本様式の届出が必要な場合としては、特定行為区分に係る特定行為研修の休止、廃止又は休止後の再開時が該当すること。
- 6 特定行為研修の研修計画の内容を変更した場合は、変更内容に応じて別紙 1-1、別紙 1-2、別紙 1-3、別紙 1-4 を記入し、変更後の特定行為研修計画を添付すること。
- 7 講義、演習又は実習を行う施設に変更が生じた場合又は講義、演習又は実習を行う施設を追加した場合は、別紙 2-1、別紙 2-2 を添付すること。
- 8 協力施設を追加した場合は、別紙 3 を添付すること。
- 9 特定行為研修管理委員会の構成員を変更した場合は、当該構成員を含む全ての特定行為研修管理委員会の構成員について別紙 4 を添付すること。
- 10 特定行為研修の指導者及びその担当分野（担当科目）を変更した場合は、当該指導者が担当する特定行為区分に係る全ての特定行為研修の指導者（当該指導者を含む）について別紙 5 を添付すること。
- 11 記入欄が足りない場合は、行を追加し記入すること。また必要がある場合は、続紙（様式自由）に記入して添付すること。